

進士美作守請取調進獻立次第 式三獻中略なき 二獻鯛 十六獻つぐみかもたいの子

〔相州文書〕本城御前様御臺所毎月納肴從昔相定帳面改而被仰出事

魚之代定

鹽にても無鹽にても可爲隨意

一六七寸之鯛 壹ツ 代十文 一一尺之鯛 壹ツ 代十五文 一一尺五六寸鯛 壹ツ

代卅文

以上鯛ならば以此積可渡中略

右所定置令無沙汰ニ付而者船持可刎地頭迄可被處越度若又臺所奉行并由比清五郎左衛門至于非分之儀申懸者則可捧目安者也仍如件

庚申二月廿三日

國府津之船主村野宗右衛門

〔梧窓漫筆拾遺〕神君略中 黒田長政の御旗本へ白銀二百枚を借したるに程を歴て其人の返濟せんとして持參せしを初め借し申したる時兼ねて進上すべしと思ひたりとて受け取らずさて今朝吉鬘魚を貰ひたりまるらすべしとて料理人を召して吉鬘魚の身所は鹽にして貯ふべし中打あらを潮煮にして客に饗すべしと申されたり

〔有徳院殿御實紀附録十七〕もの、味をしろしめし分られしことまたたぐひなく庖所の者どもも驚くまでなりしことしばくありしとなりある日鯛を奉りしにこれはしめ鯛なりと仰あり御膳番御膳奉行のたぐひたれもしらす賄頭をして魚商に尋ねしにしめ鯛とは死せし鯛をいへりと申ければいかでかゝる俚言までしろしめしけるぞと皆人驚きあへり

〔雜件録三〕寶曆十一年巳十二月活鯛之義ニ付伺書書拔